

平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件  
原告 鎌田 まりみ 外35名  
被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

## 調査嘱託申立書

平成20年 3月17日

大阪地方裁判所 第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	辻	公	雄
同 弁護士	吉	川	法 生
同 弁護士	大	西	克 彦
同 弁護士	阪	口	徳 雄

### 一、【調査嘱託先】

- (1) 〒539-8794  
大阪府大阪市  
大阪貯金事務センター
- (2) 〒535-0005  
大阪府大阪市  
MS銀行 A町支店
- (3) 〒534-0024  
大阪府大阪市  
MTU銀行 OK支店
- (4) 〒543-0014  
大阪市  
MTU銀行 T支店

(5) 〒160-0023

東京都新宿区

ジャパンネット銀行 本店営業部

## 二、【調査事項】

1、上記一の(1)について

- ① 名義人 林 俊彦
- ② 口座番号 14190-2-90224351
- ③ 名義人住所 大阪市都島区片町1丁目1番24号
- 上記口座の2005年10月1日以降(その当時に無ければ開設日以降)現在までの名義人の勘定元帳(写し可)の交付

2、上記一の(2)について

- ① 名義人 林 俊彦
- ② 口座番号
- ③ 名義人住所 大阪市都島区片町1丁目1番24号
- 上記口座の2005年10月1日以降(その当時に無ければ開設日以降)現在までの名義人の勘定元帳(写し可)の交付

3、上記一の(3)について

- ① 名義人 林 俊彦
- ② 口座番号
- ③ 名義人住所 大阪市都島区片町1丁目1番24号
- 上記口座の2005年10月1日以降(その当時に無ければ開設日以降)現在までの名義人の勘定元帳(写し可)の交付

4、上記一の(4)について

- ① 名義人 林 俊彦
- ② 口座番号
- ③ 名義人住所 大阪市都島区片町1丁目1番24号
- 上記口座の2005年10月1日以降(その当時に無ければ開設日以降)現在までの名義人の勘定元帳(写し可)の交付

5、上記一の(5)について

- ① 名義人 KM
- ② 口座番号
- ③ 名義人住所 (原告には不明)
- 上記口座の2005年10月1日以降(その当時に無ければ開設日以降)現在までの名義人の勘定元帳(写し可)の交付

降) 現在までの名義人の勘定元帳(写し可)の交付

なお、すべにおいて調査始期を2005年10月1日としたのは、その頃にアークエンジェルズ(以下、「AA」という)が設立されたからで、その活動と推移が比較検討できるからである。

### 三、【調査理由】

#### 1、ばるる14190-2-90224351の件

- ① 平成18年2月か3月にあった林俊彦個人の口座であり、1050万円の高額の出金先である。
- ② 1050万円のうち避妊・去勢代には100万円しか使用していないで残りの950万円は林個人の所得に化している。
- ③ 林がYahoo!ネットオークションで薬事法違反に当たる医薬品のシャンプーを販売していた口座と一致し、物資の処分などの金の行方がわかる口座である。

#### 2、MS銀行A支店・・・・・・・・の件

- ① ここにAAがシェルター寄金を入れた口座だと表明している。
- ② 3000万円の出金はここの口座に入れたとAAが表明している。
- ③ KMに入れた1000万円は後日ここの口座に入金したとAAが表明している。
- ④ 1240万円をこの口座に振り替えている。
- ⑤ 60,974,649円とAAが主張するシェルター寄金の出納記録が存在しなくてはならない口座である。

しかし、AAの弁護士同伴の記者会見ではこの口座に5240万円存在するといっており、およそ800万円AAの会計報告とは差が認められる。

#### 3、MTU銀行OK支店・・・・・・・・の件

11月大阪の都島事務所を閉鎖前に、4000万円を入金して新たな通帳を作ったと言われている口座である。

#### 4、MTU銀行T支店・・・・・・・・の件

被告が支援金を振り込んだという口座であり、その収入支出が判明する。

#### 5、ジャパンネット銀行本店営業部・・・・・・・・の件

本来の監事責任者名義の口座であり、被告は1100万円を入金

し、活動費の代替払いをしてもらったと主張するなど、活動支出や収入の経緯が判明する。

以 上